

## 【イギリス】企業倒産及びガバナンス法の制定 —新型コロナウイルス感染症流行下での倒産の抑制等—

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2020年6月、イギリスでは、新型コロナウイルス感染症流行の影響で経済的に不透明な状況が続く中、会社の倒産を抑制し、取引の継続を図るための法律が制定された。

### 1 制定の背景

2020年6月25日、2020年企業倒産及びガバナンス法<sup>1</sup>（正式名称は「財務上の困難な状況にある会社及びその他の法人に関する規定を定めるため、及び会社及びその他の法人のガバナンス及び規制に関する法律の一時的な変更を行うための法律」。以下「2020年法」）が制定された。制定の目的は、新型コロナウイルス感染症流行の影響で経済的に不透明な状況の下、会社の負担を軽減することで、その倒産を抑制し、取引の継続を図ることとされている<sup>2</sup>。

### 2 2020年法の構成等

2020年法は、全50か条附則14編から成る。施行日は、一部の規定を除いて、2020年6月26日である。本則は、「モラトリアム」（第1条～第6条）、「財務上の困難な状況にある会社のための整理及び再建」（第7条）、「会社管理：関連当事者への売却」（第8条～第9条）、「清算申立て」（第10条～第11条）、「不当取引」（第12条～第13条）、「供給契約における解除条項」（第14条～第19条）、「企業倒産又はガバナンスに関する立法の改正権：グレート・ブリテン<sup>3</sup>」（第20条～第27条）、「企業倒産又はガバナンスに関する立法の改正権：北アイルランド」（第28条～第36条）、「会合及び提出」（第37条～第40条）、「期間の変更権」（第41条～第42条）、「倒産措置の実施」（第43条～第46条）、「一般規定」（第47条～第50条）という構成になっている。

### 3 2020年法の内容

#### (1) モラトリアム

1986年倒産法<sup>4</sup>等を一部改正することにより、財務上の困難に陥っている会社で一定の条件を満たすものに対して、20営業日（必要な場合には、更新可能）のモラトリアムを認めている（グレート・ブリテンについては第1条、北アイルランドについては第4条）。モラトリアムの期間中、債権者の活動は停止され、会社側は再建の方策を探ることができる。当該期間中、会社の事業は、資格を有する倒産実務家（insolvency practitioner）<sup>5</sup>により監視される。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

<sup>1</sup> Corporate Insolvency and Governance Act 2020 c.12. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/12/contents/enacted>>

<sup>2</sup> “Corporate Insolvency and Governance Act 2020: Explanatory Notes,” p.4. Legislation.gov.uk website <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/12/pdfs/ukpgaen\\_20200012\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/12/pdfs/ukpgaen_20200012_en.pdf)> 以下、本稿執筆に当たり、当該説明文書を全般にわたり参考にした。

<sup>3</sup> 北アイルランドを除く、イングランド、ウェールズ及びスコットランドを指す。

<sup>4</sup> Insolvency Act 1986 c.45. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1986/45/contents>>

<sup>5</sup> 倒産実務家は、弁護士や公認会計士等で構成される。株式会社野村総合研究所『平成29年度産業経済研究委託事業 新産業構造ビジョンを踏まえた我が国企業の産業競争力強化に関する調査研究 報告書』2018.3.30, p.76.

## (2) 再建計画の承認手続

2006 年会社法<sup>6</sup>の一部改正により、会社の再建計画の新たな承認手続を追加している。

従来の手続では、再建計画に対して、債権者等はその権利の類似性に基づいて複数のクラスに分けられ、各クラスが賛否を示す必要がある。全てのクラスが再建計画に賛成した場合<sup>7</sup>、裁判所は、当該計画を認めるか否かを決定しなければならない。ただし、会社は、一部の債権者等を除外した再建計画を提出でき、その場合、除外された債権者等は、自身の権利を保持する。

これに対して、2020 年法に基づき追加された新しい手続によれば、財務上の困難な状況にある会社について、全てのクラスが賛成しない場合でも、一定の条件の下、反対のクラスに対しても強制力を持つ再建計画を裁判所が認めることができる（第 7 条）。

## (3) 清算手続に対する抑制

「法定請求 (statutory demand)」は、債権者が、債務者である会社に債務を弁済するよう書面で請求するものである。当該請求によっても債務が弁済されない場合、債権者は、それをもって債務弁済が不可能である旨を裁判所に主張し、会社を清算するように求める「清算申立て (winding-up petition)」を行う。この手続は、本来、存続不能な会社の処理を目的としたものである。しかし、債権回収の手段として利用され、法定請求の対象となる会社の存続に重大な脅威をもたらすことが危惧された<sup>8</sup>。

そこで、2020 年法は、法定請求に基づいて清算手続が行われることと、新型コロナウイルス感染症流行の影響により債務を弁済できないために債権者が清算申立てを行うことを、2020 年 9 月 30 日まで禁止した（グレート・ブリテンについては第 10 条、北アイルランドについては第 11 条）。なお、この期限は、2020 年法に基づく規則<sup>9</sup>により、同年末まで延長されている。

## (4) 取締役の保護

1986 年倒産法等に基づき、倒産手続を行う清算人等は、清算対象である会社の取締役が、倒産手続が不可避であった時点を超えて取引を続け、かつ、債権者の損失を最小限にとどめるために全ての措置を講じるという義務に違反した場合に、取締役が個人資産により会社に対して弁済するよう裁判所に申請できる。清算人がこうした申請（不当取引の申請）を行えることは、債権者への損失を最小限に抑えるための措置を講じる意思が取締役にあったとしても、倒産のおそれがある場面で取締役が取引を継続することの妨げとなる<sup>10</sup>。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、取引の条件を非常に不安定なものにしている。

そこで、2020 年法は、裁判所が、取締役が個人資産により会社に弁済すべきか否かを判断するに当たり、2020 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に生じた損失を考慮しないものと定めている（グレート・ブリテンについては第 12 条、北アイルランドについては第 13 条）。これにより、取締役は、新型コロナウイルス感染症流行による不安定な状況においても、個人の責任を恐れず取引を決定することができる。ただし、金融サービス会社等は、今回の対象から除外されるなどの制限が設けられている。

<[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H29FY/000274.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000274.pdf)>

<sup>6</sup> Companies Act 2006 c.46. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>>

<sup>7</sup> 各クラスが賛成するに当たっては、その構成員の過半数に当たる賛成が必要などの要件がある。

<sup>8</sup> *op.cit.*(2), p.7.

<sup>9</sup> The Corporate Insolvency and Governance Act 2020 (Coronavirus) (Extension of the Relevant Period) Regulations 2020 (S.I. 2020/1031). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1031/contents/made>>; The Corporate Insolvency and Governance Act 2020 (Amendment of Certain Relevant Periods) Regulations (Northern Ireland) 2020 (S.R. 2020/199). <<https://www.legislation.gov.uk/nisr/2020/199/contents/made>>

<sup>10</sup> *op.cit.*(2), p.8.